

商工すずど かわら版

今年は8月23日 開催です!!

小 須 戸 商 工 ま つ り

商工会主催の「小須戸商工まつり」。今年は下記のとおり盛大に開催いたします。

大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

- ◎ 日時 8月23日(日)午後3時から午後8時00分
- ◎ 会場 本町2～3丁目 特設会場(歩行者天国)



○昼の部(午後3時～午後5時)

- ・ドリームアップ抽選会
- ・子ども天国遊びの広場
- ・ステージイベント
- ・美味しんぼ屋台

☆夜の部(午後5時半～午後8時)

- ・ステージイベント
- ・夕涼みの会
- ・美味しんぼ屋台

特別協賛行事

- ・国宝(現在は、国指定重要文化財)『子育て命地蔵尊』特別ご開帳
- ・お父さん・お母さんの似顔絵作品展(8月21日(金)～26日(水))



◇イベントなどの詳細は来月の商工かわら版にてご紹介いたします。
 ※会員の皆様より、「美味しんぼ屋台」への出店を募集いたします。
 詳しくは今回お配りした依頼文書をご覧ください。

第181号
小須戸
商工会

〔7月
の花〕
あさがお



小須戸まぢめぐりクーポン

「すずど」発行について

小須戸商工会商業活性化委員会では、平成二十三年度から続く商店街の活性化対策として、今年度は小須戸まぢめぐりクーポン「すずど」を発行、小須戸地区にお住まいの全世帯に配布いたします。

クーポンを利用するともらえるスタンプを集めると、商品券がもらえるスタンプラリーも同時に実施いたしますので、ぜひご利用ください。

【実施期間】
平成二十七年八月一日(土)

～十月三十一日(土)

※スタンプラリーによる商品券は
十一月三十日(月)まで使えます。

【配布時期】

七月中旬に各自治会を通して配布されます。

【参加店舗数】

小須戸商工会員四十八事業所

【スタンプラリーについて】

クーポン有効期間中に、お店でクーポン券を利用して買い物をするなど、スタンプがもらえます。集めた数に

じて、先着四百六十名様にのみ商品券を差し上げます。

- 五店舗 ……五百円(四百名様)
- 十店舗 ……一千元(三十名様)
- 二十店舗 ……五千元(二十名様)
- 三十店舗 ……一万元(十名様)

小須戸まぢめぐりクーポン

取扱店説明会の開催について

隣でご紹介した小須戸まぢめぐりクーポン「すずど」の取扱店を対象とした説明会を開催いたします。

スタンプやのほり、看板など備品も説明会の際に配布いたしますので、取扱店の事業所様は必ずご参加ください。

【日程】

一回開催いたしますので、都合のつく日程でご参加ください。一回とも内容は同じです。

《一回目》

平成二十七年七月十三日(月)

午後一時三十分より

《二回目》

平成二十七年七月十四日(火)

午前十時より

※時間は三十分程度を予定してまいります。

【会場】

小須戸商工会館三階研修室

(裏面に続く)

中元大売り出しの中止について

例年実施している中元大売り出しですが、今年度は小須戸まちめくろクーポンの発行に伴い中止いたします。ご理解ください。

創業セミナーの開催について

新潟県商工会連合会では消費税転嫁対策窓口相談等事業として創業セミナーを開催します。平成二十九年四月に消費税増税が予定されていることから、今後創業する予定の方、創業して間もない方、新規事業展開を検討している方を対象に三日間の短期集中セミナーを開催します。

【日程】

- ①平成二十七年八月三十日(日)
 - ②平成二十七年九月 六日(日)
 - ③平成二十七年九月十三日(日)
- 各回午前十時〜午後四時

【会場】 ハイブ長岡 交流サロン

【受講料】 無料

【受講者数】 三十名

(定員にのり次第締切)

【申込期限・方法】

平成二十七年八月十日(月)
商工会または新潟県商工会連合会までお問い合わせください。

退職金へのは

「中退共」で

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

― 中退共制度の特色 ―

- ☆ 国の制度なので安全・安心です。
- ☆ 掛金を納めるだけで企業の実態にあつた退職金制度を手軽にもつことが出来ます。
- ☆ 掛金の一部を国が助成します。

①新規加入助成

新しく制度に加入される事業主に掛金月額二分の一(従業員ごとに上限五千円)を加入後四カ月目から一年間助成。短時間労働者の特例掛金月額二千円、三千円、四千元)には掛金月額二分の一の額にそれぞれ三百円、四百円、五

百円が上乗せされます。

(注) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象外です。

②月額変更助成

掛金月額が一万八千円以下の従業員の掛金を増額する事業主は増額分の三分の一を増月額から一年間、国が助成します。

(注) 二万円以上の月額からの増額は、助成の対象になりません。

※同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および「月額変更助成の対象になりません。

― 税法上の特典 ―

☆ 掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として全額非課税になります。

― 掛金月額の選択 ―

☆ 月額五千円から三万円までの十六種類です。

短時間労働者(一週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ三十時間未満の従業員)は、二千円、三千円、四千元の特例掛金でも加入いただけます。

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、月額掛金を減額する場合は一定の要件のもとで変更可能です。

― 通算制度について ―

・ 過去勤務期間も通算できます。
・ 企業間を転職しても通算できます。
・ 特定退職金共済制度と通算できます。

― 退職金の受取方法について ―

退職金は、退職者本人が退職時六十歳以上であれば、一時金払いのほか、全部または一部を分割して受け取ることができます。

― 加入の手続き ―

所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関または商工会へお申込ください。(申込書は商工会にもございますのでお問合せください。)

会社を元気に!

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

独立行政法人勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234